

情報公開制度に係る公文書の開示状況(令和5年度)

1 実施機関における公文書の開示に係る事項

(1)公文書の開示請求の件数及び開示等の処理の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)					
		開 示	一部開示	不開示	却 下	取下げ	検討中
町長	8	4	4				
議会事務局							
教育委員会		1					
選挙管理委員会							
監査委員会・農業委員会	1		1				
固定資産評価審査委員会							
計	9	5	5				

注 1 不開示の計 件中、開示請求に係る公文書を保有していないことを理由とするものは 件である。

2 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがある場合、件数と処理の状況の合計は一致しない。

2 公文書の開示決定等についての審査請求の処理の状況

(1) 件数及び処理の状況

件数	処理の状況(件)					
	容認	一部容認	棄却	却下	取下げ	審理中
0						

(2) 審査請求があった日から鰯ヶ沢町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問した日までの期間が90日を超えた事案
審査請求があった日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案は、なかった。

(3) 審査会からの答申書の配付があった日から裁決を行った日までの期間が60日を超えた事案
審査会からの答申書の配付があった日から裁決を行った日までの期間が60日を超えた事案は、なかった。